

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の制度について

文化庁が、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択し、その保護を図る制度。選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退の恐れが高いものについては、計画的に映像・報告書により記録化を進め、確実な記録保存を図っている。

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択件数

全国の選択件数

現在の件数	今回の答申件数	今回選択後の件数
	新規選択	
623件	5件	628件

うち、愛知県内の選択件数（※所在地が2都道府県以上にわたるものは除く）

現在の件数	今回の答申件数	今回選択後の件数
	新規選択	
23件	1件	24件

○愛知県内の近年の選択

名称	所在地	保護団体	選択年月日
尾張西部のオコワ祭	愛西市勝幡町 あま市七宝町下之森	勝幡おこわまつり保存会 下之森地区	平成19年3月 7日
愛知のオマント	愛知県	特定せず	平成16年2月 6日
須成祭	海部郡蟹江町須成	須成文化財保護委員会	平成14年2月12日